

ワンストップ特例申請書の記入について

提出期限：寄附翌年の1月10日必着

※赤枠内をご記入ください

令和 年 月 日	年齢	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書
福岡県古賀市長 岩		整理番号	
住所	フリガナ		
	個人番号		
電話番号	生年月日	明 大	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが提出した地方税法第31条の2（第31条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第7項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る書類の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請書事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合に付帯する申告特例対象年に出支する全ての寄附金（同法第4号に該当する場合は、同号に係るものに限る。）について申告の特例は受けられなくなります。その場合には寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に係る書類の特例を記載した申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、（1）及び（2）に該当する見込まれる者をいいます。

（1） 特例控除対象寄附金を支出すする年の年の所得税について所徴税法第10条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者は同法第12条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

（2） 特例控除対象寄附金を支出すする年の翌年の4月1日以後の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたもののみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第8項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者は、この申請を含む申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

こちらに寄附者様の情報をご記入ください。
※「整理番号」は、「40223～」で始まる
寄附（整理）番号です。

申請書に記載されている住所と、添付する確認書類の最新住所が一致しているかご確認ください。

※申請書に記載されている住所の自治体 に住民税控除のための通知を行います。

※記載内容に訂正がある場合は、二重線で消した上で、余白に正しい情報をご記入ください。

「寄附年月日」と「寄附金額」をご記入ください。

①は、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に所得税や住民税の確定申告を行いう必要がない場合、チェックを入れてください。

②は、寄附する自治体数が、年間で5自治体以内であると見込まれる場合、チェックを入れてください。
(6自治体以上になると確定申告が必要になります。)

必要書類について

ワンストップ特例申請書には、【個人番号確認書類・本人確認書類】の添付が必要です。

下記の「番号1～3」のいずれかをご用意いただき、ワンストップ特例申請書とあわせてご提出ください。

1	 個人番号（マイナンバー）カードの写し（裏面）	 個人番号（マイナンバー）カードの写し（表面）
2	通知カードの写し又は住民票（個人番号付き）の写し  	次の <u>照写入り身分証明書</u> のうち <u>いずれかの写し1点</u> + ・運転免許証 ・運転経験証明書 ※平成24年4月1日以降に発行されたもの ・旅券（パスポート） ※住所の記載があるもの ・身体障害者手帳 他  
3	通知カードの写し又は住民票（個人番号付き）の写し  	次のうち <u>いずれかの写し2点</u> + ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳 ・母子健康手帳 ・地方税、国税、公共料金の領収書 ・納税証明書・住民票 ・写真なし身分証明書（資格証明書など）  

※個人番号（マイナンバー）の記入誤りや、確認書類の添付漏れがある場合は、ワンストップ特例制度をご利用いただけない可能性がございます。ご記入・ご提出の際は内容にお間違いがないか十分ご確認ください。

なお、ワンストップ特例申請書のご提出後に、住所・氏名などが変更になった場合は、寄附した翌年1月10日

までに変更届のご提出が必要です。詳細につきましては、自治体のホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。